

禁煙治療について

1. 禁煙治療が保険適用となる条件

ニコチン依存症は病気であるということが認識され、次の4つの条件をすべて満たせば健康保険を使って禁煙治療を受けることができます。

1. スクリーニングテストの結果、5点以上でニコチン依存症と診断された人（下表参照）
2. 【35歳以上】指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の人
*35歳未満はこの条件は必要なし
3. 直ちに禁煙する意思のある人
4. 医師から禁煙治療について説明を受け、文書により同意すること

スクリーニングテスト

	設 問 内 容	はい 1点	いいえ 0点
1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多く吸ってしまうことがありましたか		
2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか		
3	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしくてたまらなくなることはありませんか		
4	禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか（イライラ、神経質、落ち着かない、集中しにくい・・・）		
5	4の症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか		
6	重い病気にかかったときに、よくないとわかっているのに吸うことがありましたか		
7	タバコにより自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか		
8	タバコにより自分に精神的問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか		
9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか		
10	タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか		

2. 治療スケジュール

基本的には12週間内に5回受診します。



3. 治療費の目安（保険適用3割負担の場合）

上記の治療スケジュールで13,000円～20,000円（使用する薬による）